算式の符号

Ａ　市町村課税状況調第20表の表側「令和元年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「令和2年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該指定都市の額の合計額

［３　略］

（道府県民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の三　法附則第七条の二第一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（74,700円×α）×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.982－Ｆ＋Ｇ

74,700円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（74,700円×α）×Ａ及び｛（74,700円×α）×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.982に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

２　法附則第七条の二第一項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（74,700円×α）×Ａ＋（74,700円×α'）×Ａ'＋（Ｂ＋Ｂ'）－（Ｃ＋Ｃ'）－（Ｄ＋Ｄ'）－（Ｅ＋Ｅ'）｝×0.982－（Ｆ＋Ｆ'）＋Ｇ

74,700円×α及び74,700円×α'に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（74,700円×α）×Ａ、（74,700円×α'）×Ａ'及び｛（74,700円×α）×Ａ＋（74,700円×α'）×Ａ＋（Ｂ＋Ｂ'）－（Ｃ＋Ｃ'）－（Ｄ＋Ｄ'）－（Ｅ＋Ｅ'）｝×0.982に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

Ａ'　市町村課税状況調第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の各指定都市の数の合計数に次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

a'／b'

算式の符号

a'　当該都道府県内の各指定都市におけるその年の1月1日現在の20歳以上住民基本台帳登載人口の合計数

b'　当該都道府県内の各指定都市における前年の1月1日現在の20歳以上住民基本台帳登載人口の合計数

［略］

Ｃ'　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

Ａ　市町村課税状況調第20表の表側「平成30年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「令和元年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該指定都市の額の合計額

［３　同上］

（道府県民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の三　法附則第七条の二第一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（78,200円×α）×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.986－Ｆ＋Ｇ

78,200円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（78,200円×α）×Ａ及び｛（78,200円×α）×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.986に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

２　法附則第七条の二第一項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（78,200円×α）×Ａ＋（78,200円×α'）×Ａ'＋（Ｂ＋Ｂ'）－（Ｃ＋Ｃ'）－（Ｄ＋Ｄ'）－（Ｅ＋Ｅ'）｝×0.986－（Ｆ＋Ｆ'）＋Ｇ

78,200円×α及び78,200円×α'に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（78,200円×α）×Ａ、（78,200円×α'）×Ａ'及び｛（78,200円×α）×Ａ＋（78,200円×α'）×Ａ＋（Ｂ＋Ｂ'）－（Ｃ＋Ｃ'）－（Ｄ＋Ｄ'）－（Ｅ＋Ｅ'）｝×0.986に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

Ａ'　市町村課税状況調第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の各指定都市の数の合計数に次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

a'／b'

算式の符号

a'　当該都道府県内の各指定都市におけるその年の1月1日現在の20歳以上住民基本台帳搭載人口の合計数

b'　当該都道府県内の各指定都市における前年の1月1日現在の20歳以上住民基本台帳搭載人口の合計数

［同左］

Ｃ'　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）